

会 議 録

会議の名称	平成25年度第1回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成25年4月8日（水）午後2時から午後3時15分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室
出席者	西村誠一委員長・鈴木宏一職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也係長・樋代祐一主事
議 題	議案第1号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第2号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第3号 東京都議会選挙執行計画（案）について 報告事項 西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者数の決定について その他
会議資料の 名 称	上記「議題」と同じ
記 録 方 法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長</p> <p>本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第1回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は3件、報告事項1件及びその他でございます。</p> <p>初めに、議案第1号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第2号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。</p> <p>この2件は関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局</p> <p>それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入ります。1号をお開きください。</p> <p>議案第1号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。</p> <p>2号をお願いいたします。</p> <p>本案は、公職選挙法第30条の6（在外選挙人名簿の登録）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。</p> <p>西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、男性4人、女性3人の計7人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。</p> <p>続けて、資料3号、議案第2号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。</p>	

4号をお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、男性が2人、女性が1人の計3人で、それぞれ登録抹消の要件に該当するに至った者でございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

以上で、議案第1号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第2号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 委員

この在外選挙人の登録は、年に何回とか時期は決まっているものなのですか。

○ 事務局

御申請の都度、随時で行うものとなっております。

○ 委員長

他にないようですので、議案第1号西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』はこの案のとおり決定いたします。

次に議案第3号『平成25年6月23日執行東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）執行計画（案）について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の5号をお開きください。

議案第3号『平成25年6月23日執行東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）執行計画（案）について』を御説明いたします。

別冊のオレンジ色の表紙の資料『平成25年6月23日執行東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）執行計画（案）』を御覧いただき、その内容について「第1選挙期日の告示及び選挙期日」から順にページを追って説明をさせていただきます。

まず、2号の第1『選挙期日の告示及び選挙期日』でございますが、去る1月23日開催の東京都選挙管理委員会において、平成25年6月23日執行とすることに決定しております。

第2『選出する議員の定数』ですが、西東京市選挙区は単独の選挙区で、定数は、2名でございます。

第3執行要領でございます。

選挙の名称は「東京都議会議員選挙」となっております。

選挙長及び同職務代理者でございますが、選挙長は委員長、選挙長職務代理者は委員長職務代理者をお願いいたします。

立候補届出関係でございますが、

1 立候補届出の受付につきましては、6月14日（金）午前8時30分から午後5時まで、西東京市役所保谷庁舎別棟B・C会議室で行います。ただし、正午以降は選挙管理委員

会事務局室での受付となります。

2 届出順位を決めるくじについては、立候補届出受付開始時点で必要に応じて実施します。

3ページをお願いいたします。

4 立候補予定者説明会ですが、5月13日（月）の午後2時から西東京市役所保谷庁舎別棟B・C会議室で行います。

5 立候補届出書類等の事前審査ですが、5月29日（水）から同月31日（金）の3日間、いずれも午前9時から午後5時まで選挙管理委員会事務局で行います。

選挙人名簿関係でございます。登録の基準日は、6月13日（木）。登録要件といたしましては、年齢要件が平成5年6月24日以前に生まれた者。住所要件が、平成25年3月13日までに転入届出がされ、引き続き西東京市に住所を有する者となります。

次にポスター掲示場設置でございます。

1 設置数は229か所の予定です。

4ページをお願いいたします。

氏名等の掲示につきましては、告示日の6月14日（金）届出受付終了後、同日開催の委員会において、午後5時30分からクジを行い、掲載順を決定することになります。

選挙公報関係でございますが、氏名等掲示と同様、告示日の6月14日（金）届出受付終了後、同日開催の委員会において、午後6時00分からクジを行い、掲載順を決定することになります。また、納品され次第、公益社団法人西東京市シルバー人材センターに委託し、速やかに各戸配布いたします。

入場整理券でございますが、告示日の6月14日（金）から郵送により配布いたします。

投票用紙の様式につきましては、記載のとおり東京都選挙管理委員会で決定されております。

5ページをお願いいたします。

投票の関係ですが、平成25年6月23日（日）午前7時から午後8時まで、市内29の投票所において行います。投票区を変更して2回目の選挙執行となります。

今回も昨年までの34投票所と比較して、新旧の投票所に案内人を置く予定です。

期日前投票及び不在者投票につきましては、6月15日（土）から同月22日（土）までの午前8時30分から午後8時まで、田無庁舎2階203会議室及び保谷庁舎別棟会議室B・Cにおいて行います。

選挙立会人でございますが、告示日の平成25年6月14日（金）から同月20日（木）までの午前8時30分から午後5時まで受け付けます。

届出のあった立会人が10人を超える場合のクジを含め、6月20日（木）に開催する選挙管理委員会において決定いただくこととなります。また、説明会を、投票日当日の午後2時から保谷庁舎2階第1会議室において開催いたします。

選挙会（開票）の関係でございますが、6月23日（日）の午後9時から西東京市スポーツセンター地下にあります第一体育室において行います。開票管理者及び同職務代理者については、1ページで御説明いたしました選挙長及び同職務代理者をもって充てることとなります。

6ページをお願いいたします。

当選証書の付与につきましては、6月25日（火）の午前10時から、西東京市役所保谷庁舎理事者室で開催いたします。

第4 啓発活動でございますが、明るい選挙推進委員会の皆様の協力をいただきながら、ここに記載の主な啓発内容のとおり、積極的に啓発活動を実施いたします。

第5 選挙速報でございます。

投票速報は、午前7時から1時間ごとに午後7時までの状況を発表いたします。最後に午

後8時現在の確定状況を発表いたします。

次に、7ページ開票速報でございますが、開票開始の午後9時から30分ごとに確定時まで発表します。

なお、開票事務については、「正確に早く」を目標としております。西東京市においても課題として認識し、引き続き目標に向けて努力をしております。

8ページから主要事務日程を記載してございますので、後ほど御参照願います。

また、最後の11ページに、主要事務日程の中から、西東京市選挙管理委員会委員の皆様に関係するところを抜き出して一覧にした表をお付けしてございます。御多忙の中申し訳ございませんが、日程の確保をよろしくお願いいたします。

なお、この表にございます日程につきましては、開催通知を省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第3号『平成25年6月23日執行東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）執行計画（案）について』の説明とさせていただきます。

- 委員
明るい選挙推進委員は何人いるのか。
- 事務局
35人です。
- 委員
投票区見直しで市民からの意見はあったのか。
- 事務局
投票区の見直しは、昨年10月3日の委員会で決定しました。
見直しの理由は、行革の一環で経費削減、合併時の市境の投票区の見直し、投票区間の有権者が最大3倍程度あったので投票区間の有権者の平準化、他市との比較で投票所が多いなどです。
11月の市報でお知らせをし、12月の衆議院選挙後に池袋線以南の対象の8万世帯全部に通知を出しました。その際に400件から500件くらいの電話がありました。正確には投票区の番号が変わっても投票所が変わらない世帯もあって、変更がないのになぜ通知をしたのかとか、遠くなったので行きたくないなどでした。
2月3日の市長選挙では、新旧の投票所に案内人を配置して周知を図りました。当日、直接選管に電話がかかってきたケースは少なかったです。
また、投票率は36.93%でしたが、新しい投票所の投票率は全体の投票率を上回るものでしたので、一定程度周知は図られているのではないかと思います。
都議会議員選挙、参議院選挙でも案内人を配置する予定です。
- 委員長
他にないようですので、議案第3号『平成25年6月23日執行東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）執行計画（案）について』は、この案のとおり決定いたします。

次に報告事項に移ります。『西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者の決定について』事務局から説明を求めます。
- 事務局
それでは『西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者の決定について』、御報告いたします。

恐れ入ります。6ページをお願いいたします。

本件は、『農業委員会等に関する法律』第10条（選挙人名簿）の規定に基づき、西東京市農業委員会事務局からの申請に基づいて、毎年1月1日現在の選挙資格を調査し、「農業委員会委員選挙人名簿」を調製するものでございます。

調製された「農業委員会委員選挙人名簿」につきましては、『農業委員会等に関する法律』第11条（公職選挙法の準用）で準用する公職選挙法第23条（縦覧）の規定に基づき、縦覧に付した後、当該年の3月31日をもって確定したものでございまして、ここに御報告するものでございます。

確定いたしました「農業委員会委員選挙人名簿」につきましては、その後1年間の農業委員会委員選挙に使用されることとなります。現在の農業委員会委員の任期は平成26年1月20日ですので、今回確定した選挙人名簿を使用して、年度内に選挙を執行することとなります。この選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、生年月日及び耕作地の面積が記載されております。

まず、7ページに記載しております「西東京市農業委員会委員選挙人名簿登載世帯数及び人口」でございますが、これは、平成25年1月1日現在の地区別の世帯数、名簿登録人員数の一覧でございます。一番下の行「合計」欄を御覧ください。世帯数は、271世帯、名簿登録者は、男性が350人、女性が305人、合計で655人となっております。

なお、1月1日から3月31日までの期間に死亡した方が男性が2人おります。

8ページをお開きください。

以上御説明させていただいた内容により、平成25年3月31日調製の名簿登録者を「西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者数」としたものでございます。

内容は、町名別の世帯数、男女別の登録者数及び耕作面積の一覧表になっております。

一番下の合計数により御説明いたします。平成25年3月31日現在の西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者数は、世帯数が270戸、名簿登録者数が男性348人、女性305人の合計653人となっております。

耕作面積につきましては、14,000坪となっております。前年との比較においては、世帯数で5戸減、男性が4人減、女性が16人減の計20人減となっております。また、耕作面積につきましては、1,129坪の減となっております。

また、「西東京市農業委員会委員選挙人名簿」につきましては、縦覧期間、時間及び場所等の告示を行い、平成25年2月23日から15日間（同年3月9日まで）縦覧に供した後決定する手順を踏んで確定したものでございます。

9ページに選挙人名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示（告示第61号）の写し、10ページは『農業委員会等に関する法律』第14条（委員の解任の請求）第5項の規定による2分の1の告示（告示第70号）の写しを添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上で、『西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者数の決定について』の報告とさせていただきます。

- 委員
農業委員会の選挙は今年度ですね。
- 事務局
はい、そうです。
- 委員長
他はないようですので、報告事項『西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者の決定について』は、終わります。
次に『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

第1回定例会予算特別委員会での質問について御報告します。

市議会では、ポスター掲示場について御質問がありました。

私からは、ポスター掲示場は、従来の247か所から229か所になったこと、公職選挙法施行令で投票区の面積と有権者数で掲示場の数が決まっていること、7か所が3投票区、8か所が26投票区であり、掲示場は最大幅7メートルで、長い場合1月間設置するので民間では嫌がることもあり、安定的なところということで公共施設に中心にしたと答弁しました。

また、別の議員からは、投票所の見直しも固定化するのではなく、柔軟に今後とも考えてほしいとの意見がありました。

別の議員からは、衆議院選挙で開票時間が遅かったのはなぜか、早くできないのか、成年被後見人の選挙権を認める判決が出たがどうなのか、開票の際の新しい分類機はどのようなのかという質問がありました。

私からは、衆議院選挙は西東京市になって初めての同日選挙で不慣れなことがあり開票が翌日の4時25分までかかり遅かった。2月3日の市長選挙では市議会議員補欠選挙との同日選挙だったが、前回より1時間半早く開票が済んだこと、新しい機械は2台を衆議院選挙の際に購入したこと、成年被後見人については地裁判決であり、今後法の改正など国の動向を注視していきたいと答弁しました。

平成24年の他の市議会での質問ですが、期日前投票所の増設の質問がありました。このことについては、施設の容量の問題、普段の利用状況、セキュリティの問題、選管の人の配置の問題があるということで選挙管理委員会で検討すると答弁をしています。

期日前投票所につきましては、西東京市は2か所で選挙期間中の全ての日に、終日行っています。他市で全ての日を終日行っているのは1か所の期日前投票所で、その他期日前投票所は、日にちや投票時間を限定しているやり方です。12月の選挙、2月の選挙を経験して感じたところは、施設の問題もありますが、現状の選管職員体制では難しいと感じているところです。

また、6月の都議選挙は議会開催中になる可能性もあります。そうなりますと、期日前投票所に職務代理者など職員の確保が難しくなります。事務局としては今の2か所のほかに期日前投票所を増やすことは難しいと考えています。

2月3日の市長選挙の際に、都の選管が視察に訪れました。その際に期日前投票所についてもコメントがあり、西東京市くらいだと2か所くらいでいいのではないかと思うという話がありました。

平成25年2月に選挙の投票率の向上等を求める陳情が出され、先の委員会で趣旨採択とし、投票率の向上については研究するという回答をしています。2月3日の市長選挙の投票率は、36.93%で前回の選挙の37.19%を0.26%下回りました。

同じ日に執行された他の団体の首長選挙でもほとんどが前回選挙を下回る傾向でした。昨年の衆議院選挙も同様でした。24年に実施された八王子市長選挙は34.95%、府中市市長選挙は30.95%、福生市長選挙は39.53%、港区長選挙は22.13%の過去最低、狛江市市長選挙48.42%、昭島市長選挙は32.76%です。港区長選挙は記号式投票を導入し、マスコミでも取り上げられ周知はされていましたが、過去最低となりました。

投票率の問題は、西東京市だけでなく、全国的な問題かと思えます。

投票率の向上を期待して、ネット選挙を可能にする公選法の改正が行われようとしています。

4月11日に委員長会が都庁で2時から行われます。都議会議員選挙、参議院選挙についての説明会になります。

4月26日に自治会館で26市の選挙管理委員会の総会が行われます。

また、5月23日木曜日と24日金曜日に全国選管の総会と事例研究会が行われます。23

日は10時30分から後樂園にあります文京シビックで午後4時まで、24日は新富町にあります銀座ブロッサムで9時30分からです。

次回の委員会は5月の連休明けに行っていただければと思います。いかがでしょうか。

○ 各委員

5月7日午前10時からがいいです。

○ 事務局

かしこまりました。事務局からは、以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡は終わりました。他になければ本日の平成25年度第1回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

午後 3 時15分 終了

以上